21　組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、附則第十六項中「、基礎年金支払経理及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理、基礎年金支払経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。

第二条　地方職員共済組合定款の一部を変更することについて（平成二十七年三月二十六日）の一部を次のように変更する。

第二条中「附則第十八項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第十六項中「、基礎年金支払経理及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理、基礎年金支払経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。」を「附則第十八項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十八項とする。」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年九月三十日から施行する。

2　変更後の第三十一条第四項、第五項、第六項及び第七項の規定は、平成二十七年十月一日以後に支給事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、同日前に支給事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。

3　平成二十七年十月一日以後に支給事由が生じた傷病手当金附加金のうち、障害共済年金又は障害一時金との調整を行う場合については、変更後の第三十一条第四項、第五項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　前項の規定により、変更前の第三十一条第四項ただし書又は第五項ただし書の適用を受けるであって、その支給期間に係る報酬を受ける場合における当該傷病手当金附加金については、変更後の第三十一条第七項中「第四項ただし書又は第五項ただし書」とあるのは「変更前の第四項ただし書又は第五項ただし書」として、同項の規定を適用する。

5　第四十条の規定にかかわらず、平成二十七年度における地方公務員等共済組合法施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

一　短期経理　千九十五円

二　長期経理　六百七十九円

三　厚生年金保険経理　六百七十七円

四　退職等年金経理　五百三十円

五　経過的長期経理　六十二円

6　第六十五条の規定にかかわらず、平成二十七年度における地方公務員等共済組合法施行規程第七条第二項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

一　長期経理　一万二百九十七円

二　厚生年金保険経理　九千三百六十円

三　退職等年金経理　六千十八円

四　経過的長期経理　九百三十六円

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　大阪ゴム工業企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目９番５号

３．理事長の氏名及び住所　渡辺健太郎　大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目９番５号

４．実施事業所の名称及び所在地　大阪ゴム工業企業年金基金　大阪府大阪市天王寺区、タイガースポリマー株式会社栃木工場　栃木県塩谷郡高根沢町、タイガースポリマー株式会社静岡工場　静岡県掛川市、大栄護謨株式会社滋賀工場　滋賀県東近江市、株式会社日研舎　大阪府大阪市都島区、オーサカゴム株式会社　同府同市天王寺区、オーサカゴム販売株式会社　同府同市同区、大阪ゴム工業会　同府同市同区、桃谷不動産株式会社　同府同市同区、株式会社パンジー　同府同市浪速区、株式会社アペックス　同府同市同区、丸山産業株式会社　同府同市西淀川区、大栄護謨株式会社　同府同市生野区、マルニ工業株式会社　同府同市同区、オガタ護謨株式会社　同府同市住吉区、角丸ゴム株式会社　同府同市鶴見区、株式会社布袋屋ゴム商店　同府同市平野区、大五ゴム工業株式会社　同府同市同区、丸全ゴム株式会社　同府同市同区、日本エラストマー開発株式会社　同府同市同区、株式会社ジェイ・エム・アール　同府同市同区、タイガースポリマー株式会社　同府豊中市、株式会社タケチ　同府吹田市、高槻化成株式会社　同府高槻市、共和ゴム株式会社　同府枚方市、株式会社タケチ茨木工場　同府茨木市、株式会社弘進製作所　同府高石市、丸弥ゴム工業株式会社　同府東大阪市、株式会社シナガワ　同府同市、岡安ゴム株式会社　同府大阪市東成区、日本ポリマー株式会社　同府東大阪市、タイガースポリマー株式会社開発研究所　兵庫県神戸市西区、武庫川化成株式会社　同県尼崎市、尾高ゴム工業株式会社　和歌山県紀の川市、株式会社ポリテック　岡山県新見市、タイガースポリマー株式会社岡山工場　同県備前市、株式会社タケチ柵原工場　同県久米郡美咲町、株式会社タケチ松山工場　愛媛県松山市、株式会社タケチ伊予工場　同県伊予市、株式会社タケチ唐川工場　同県同市、株式会社タケチ金型工場　同県同市、株式会社タケチ砥部工場　同県伊予郡砥部町

５．設立認可年月日　平成27年10月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　大阪ゴム工業厚生年金基金　大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目９番５号

平成27年11月６日

大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目９番５号

大阪ゴム工業企業年金基金

理事長　渡辺健太郎

無縁墳墓等改葬公告

市営墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成27年11月６日　　大　分　市

１　墳墓等所在地　大分市大字上野985番地の２

１　墳墓等の名称　大分市上野墓地

１　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　松岡蕃敬、仲村力、内藤クニ、宮田五郎、佐藤益一、安藤リカ、西池多喜、平尾春、野桐カメ、安部孝幸、増山兵市、釋尼智順信女、心性宗顕信士、佐野倉太郎、江藤清太郎　外氏名不詳23名

１　改葬を行おうとする者　大分市荷揚町２番31号　大分市長　佐藤樹一郎

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年11月６日　郡山市長　品川　萬里

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
福島県郡山市富田町字上田向47番地の１
増子　恒子

２　公示事項
審査請求人が、平成26年10月10日（郵便消印日）付けで提起した、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく賦課金額決定処分に係る審査請求について、平成27年９月２日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁（郡山市都市整備部区画整理課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は、当審査庁に連絡のうえ、受領されたい。